

東大阪市手話言語条例（案）にかかるパブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方

1. 意見募集期間 平成30年8月1日～9月7日

2. 意見募集の結果

意見数 18人 (34項目)

【内訳】提出方法別

- ・Eメール 4人 (4件)
- ・ファクス 12人 (14件)
- ・窓口郵送等 2人 (2件)

3. 意見内容及び市の考え方

意見の概要	市の考え方
<p>(条例の名称について) 東大阪市手話言語条例の名称について 「みんなでトライする東大阪市手話言語条例」はどうか。</p>	<p>ご意見を参考に検討させていただきます。</p>
<p>(前文について) 国内最大の聴覚障害者の団体として、一般財団法人全日本ろうあ連盟があるが、同連盟が戦後間もない昭和22年に創立された際、初代理事長となった藤本敏文氏は本市の出身である。設立以来、ろう者に対する差別や偏見と闘い、手話を守り続けてきたことが条例制定に繋がっていることを鑑みるに、同氏については是非とも言及すべきである。それが同氏の功績を顕彰することにもなろうし、市民への啓発ともなり得る。また、他市の条例にはない、本市の独自性を打ち出すことにもなる。</p>	<p>前文につきましては、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べた文章であるとされています。本市出身の方がろう者の権利を守る活動に従事された、多大な功績については、条例の解説文やその他理解啓発を進める中で、市民への周知を図ることができればと考えております。</p>
<p>(ろう者について) 「ろう者」という言葉は何か偏見とか差別的な感じに満ちていて嫌な感じがする。もっとすんなりとなじむような言葉にすればいいのと思う。</p>	<p>障害者権利条約（訳文）等において、「ろう者」という言葉が使われ、各自治体や当事者団体においても一般的に使用されている言葉であるため、本市でも条例本文において、「ろう者」という言葉を使用しています。</p>
<p>(ろう者への理解促進について) ろう者を理解するために、歴史やろう者にとっての手話の意味を知ってほしい。手話奉仕員研修終了後に講師になってほしい。</p>	<p>手話の普及と合わせて、ろう者の生活や文化、歴史など、ろう者への理解促進を図ってまいります。</p>
<p>(ろう者のコミュニケーションへの理解について) 健聴者の皆さんへ、筆談中に音声をかけないでほしいです。ろう者に対するコミュニケーション方法を</p>	<p>手話の普及と合わせて、ろう者への理解促進を図ります。ろう者がコミュニケーションを図る上で必要な配慮等について、理解啓発を行なってまいります。</p>

<p>理解してほしいです。ろう者の為の情報提供してほしいです。</p>	
<p>(条例の理念について) 前文にあるようにろう者が不便・不安を感じることなく安心して暮らすことのできる社会の実現をめざせる条例であって欲しい。</p>	<p>本条例の理念に基づき、市、市民、事業者のそれぞれの立場において、手話の普及とろう者の理解促進を図ってまいります。</p>
<p>(第3条 基本理念について) 2項を1項にまとめる方が分かりやすい。 「第3条 手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提に、ろう者とりょう者以外の者が互いに人格及び個性を尊重しあうことを基本として行なわなければならない。」</p>	<p>ご意見を参考に、より適切な表現となるよう個別の条文内容ごとに検討してまいります。</p>
<p>(第4条 市の責務について) 「市は、手話のできる職員を配置すると共に増やすように努めるものとする。」の項目を挿入する。手話通訳者を他市に先駆けて福祉事務所に配置してきた歴史があり、正職員を配置する事が喫緊の課題。生活相談等への対応と職員の育成に正職員の存在は欠かせない。</p>	<p>現在、各福祉事務所に5名、本庁舎に1名の設置手話通訳者を配置していますが、今後手話に関する事業を拡充していくに当たり、体制の充実を図るため、関係部局に働きかけを行なうとともに、手話通訳者の養成・確保に向けた施策を推進してまいります。</p>
<p>(手話通訳者の正職採用について) 条例制定後、施策を総合的かつ計画的に実施するためには、囑託の手話通訳員を本庁・福祉事務所に配置する現行の体制では不十分。職員として手話通訳者や当事者(聴覚障害者)を採用し、施策の立案と推進を行なう体制とすべき。</p>	
<p>(手話通訳者の設置について) 第9条や第10条に公共施設、病院、福祉施設、学校、その他これに類する施設において、手話及びろう者に対する理解の増進及び手話の普及のために努めるものと書かれていますが、現在の東大阪市では東大阪市役所や福祉事務所において、正職員の手話通訳者がいないと聞いている。耳の聞こえない方々において、日常生活だけでなく、緊急時においてコミュニケーションが取れないという事態が起こりかねない。この東大阪市手話言語条例策定において、耳の聞こえない方々が私たち健常者と同じく、手話という言語で安心して生活ができるように、理解の増進や啓発していく事と共に東大阪市として手話通訳が必要とする</p>	<p>様々な公共施設や医療機関等における、手話による情報提供は大きな課題と認識しております。条例第7条手話に関する施策の推進方針において、手話によるコミュニケーションの支援に関する事項を定めるものとしていますが、手話通訳がどこでも利用しやすい環境の整備を進めるため、手話通訳者の養成・確保に向けた施策を推進してまいります。</p>

<p>ところに対応のできる職員を配置して欲しい。</p>	
<p>(手話通訳について)          公的・私的を問わず、どこでも手話通訳が必要。通訳がなければ、聴覚障害者が困るだけではなく、健聴者が手話を理解できなければ通訳を依頼する必要がある。</p>	<p>条例第7条で、手話に関する施策の推進方針において、手話によるコミュニケーションの支援に関する事項を定めるものとしていますが、手話通訳が利用しやすい環境の整備を進める必要があると考え、手話通訳者の養成・確保に向け、必要な施策を推進してまいります。</p>
<p>(手話通訳者の養成講座について)          市が手話奉仕員養成講座と手話通訳者養成講座を開いて欲しい。</p>	<p>現在本市では、毎年手話通訳者をめざす方を対象とした手話レベルアップ講座を実施しているほか、府下の複数の市町村との共同実施により、手話通訳者の養成事業を実施しています。手話に関わる事業の拡充や、手話でコミュニケーションが図れる環境を整備するためには、手話通訳となる人材の育成・確保を進める必要があり、市民が手話に興味を持ち、簡単な手話が学べる身近な機会の提供や、手話奉仕員・通訳者などを養成するための講座の実施など、今後拡充してまいります。</p>
<p>(ろう者の社会参加促進について)          ろう者が安心安全な生活ができ、社会参加が促進されることは、すべての人にとってより豊かな暮らしにつながる。手話言語条例が心のバリアフリーにつながるよう、私たちひとりひとりが考えていきたい。</p>	<p>市が手話に関する施策を進めるにあたっては、様々な場面で、ろう者と関わりあう市民の協力が不可欠です。条例第5条において、「市民は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする」と定め、積極的に市の取り組みに協力するよう求めています。</p>
<p>(手話サークル等について)          手話サークルについて、新たに入るときはとても敷居が高くて萎縮してしまう。もう少し、気楽な自由な感じで、同じような年代、同じような価値観の人が集まって、手話を使う機会があればいいのと思う。</p>	<p>手話をより身近なものとするため、また手話を使用してろう者とそれ以外の方がコミュニケーションをとることが出来る場所が増えるよう、施策を検討してまいります。</p>
<p>東大阪では毎年手話講習会もあり、修了者が手話サークルに入会されることもあるが、地域で手話を見ることは無く、手話サークルだけの交流になっているのではないかと。聴こえない障害は周りからは分からない障害であり、サークルや当事者団体以外にも地域で手話交流できる場所が必要。</p>	

<p>(地域ネットワークと情報アクセシビリティについて)</p> <p>地域を単位とした社会資源相互のネットワーク化と情報アクセシビリティを高めるための制度作りを施策の中に入れて欲しい。第5条の中に手話で人と人がつながれるようなということで、地域としての事項を入れて欲しい。</p>	<p>本条例制定後、手話やろう者に対する理解の増進、手話の普及につなげるための施策について、当事者、関係者の方からご意見を伺いながら、推進方針を策定してまいります。</p>
<p>(高齢ろう者向けの介護サービスについて)</p> <p>高齢ろう者が安心して暮らせるデイサービス・老人ホームなどの環境づくりにつながる条例にして欲しい。</p>	<p>手話の普及やろう者への理解促進に向けて、高齢者向けの施設等、サービス提供事業者に対しても働きかけを行なってまいります。</p>
<p>(施策推進会議へのろう者の参加について)</p> <p>条例制定後、手話の普及のため、具体的な計画を作る際にはろう者の代表をメンバーに入れて欲しい。</p> <p>条例制定後に、方針策定や施策の実施について、必要に応じてではなく、定期的に関係者等の意見を聴く場を設けていく必要がある。第12条の必要事項を定める際にも、当事者、関係者等の意見が重要。</p>	<p>手話に関する施策を推進するための方針を策定する会議の場には、ろう者や関係団体の方にもご参加頂き実施してまいります。</p>
<p>(当事者の意見聴取について)</p> <p>法令の文章は一般の人にはわかりづらい。ろう者も聴こえる人と共に安心して暮らせるようになるのか、不安がある。十分私たち(当事者)の意見を聴いて欲しい。</p>	<p>条例に基づき、手話とろう者について、より多くの人に分かりやすい形での理解啓発を進めます。当事者や関係者と意見交換を重ね、よりよい施策の実施に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>(第7条 推進方針について)</p> <p>「手話による情報の提供」→「手話による情報の取得」とする。主体はろう者。</p>	<p>ご意見を参考に、より適切な表現となるよう個別の条文内容ごとに検討してまいります。</p>
<p>(第8条 意見の聴取について)</p> <p>「必要があるとき」とあるが、市長が当事者を抜きにして要否を決めるのは不適當。そのため、「・・・推進方針に基づく施策を実施するときは、・・・意見を必ず聴くものとする」とすべき。</p>	<p>推進方針を定め、変更するとき、又は新たに事業を実施したり、事業内容を改めるときなどにはろう者や手話通訳者、その他関係団体の方などにご参加頂き、意見の聴取を行います。ご意見を踏まえて条例の内容を見直し、障害当事者、関係者による協議の場として、手話施策推進会議を設置し、定期的に関催するものとします。</p>
<p>ろう者が必ずしも入らないのではと気になる。「ろう者ととともに手話通訳者その他の関係者の意見を必ず聴くものとする。」とすべきではないか。</p> <p>意見の聴取は必要がある時ではなく、計画策定委員会のようなものを設置して、推進計画を作ると載せるべきではないか。その策定委員会にはろう者ととともに、手話通訳者その他関係者も含めた委員を置き、定期的に設けるべきだと思う。</p>	

<p>聞こえる人と同じように当たり前に生きることは、福祉だけでなく教育、労働、医療、介護、社会全般に関わることであり、色んな事業が必要となる。あらゆる場面でろう者の理解と手話の普及を具体的にどのように進めていくか。何を行なうかいろいろなアイデアを出し合い、具体的な実施内容を決めていく。ろう者をメンバーに入れた推進企画会議を定期的に行なえばいいのでは？第8条でそれはできるのか。</p>	
<p>市は施策の実施にあたって、東大阪市に住むろう者とともに手話通訳者の意見を聞いて欲しい。</p>	
<p>第8条は（手話施策推進会議の設置）とし、ろう者、手話通訳者、公募市民が参画。市の施策に対し、推進会議の中で進捗状況の把握、課題等議論。</p>	
<p>（聴覚障害者情報センターについて） 子どもから高齢者まで集える場として、聞こえる人、聞こえない人がいつでも集えて手話を学んだり、悩みを相談したり、聞こえない幼児に支援を行ったり、サークルが情報発信できるような場所、B型作業所を併設していたり、手話コミュニティソーシャルワーカーが常駐し、手話通訳の派遣などを行なう聴覚障害者情報センターの設置を要望する。</p>	<p>具体的な事業につきましては、施策の推進方針の中で検討することになりますが、市の財政事情も踏まえ、既存の社会福祉施設等において、ろう者が交流するための場所の提供も含め、事業実施を検討してまいります。</p>
<p>将来的には東大阪市聴覚障害福祉センターを設けて、条例に基づいた事業を行なえるようにすべき。</p>	
<p>ろう者への情報提供やろう者交流コーナーのための場所を提供して欲しい。</p>	
<p>（中途難聴者への支援他） ろう者に対してのコミュニケーション方法は、手話だけでなく、口話、筆談、身振り、他ですが、手話は知らない人が多い。ろう者は、手話で話しをするが、地域によって手話が違う所があるので、ろう者同士でもコミュニケーションがうまく出来ない所もある。 中途難聴者、突発性難聴者は手話が分からないので、うまく伝えられるのか、不安で悩むことがあるはず。 ろう者、難聴者のための手話教室や手話ボランティアの養成講座を開いたらどうか。</p>	<p>中途失聴の方は、手話を使えないことも多く、市では要約筆記者の派遣制度を実施しておりますが、利用者の数も少なく、情報保障やコミュニケーション保障の点で大きな課題であると考えています。要約筆記派遣制度の活用が進むよう事業の周知に取り組むとともに、中途失聴者、難聴者の方でこれから手話を学んでいこうとする方や手話に興味を持つ一般市民の方が、気軽に参加できる手話講座等の開催について施策を検討してまいります。</p>

<p>(ケーブルテレビについて)</p> <p>東大阪ケーブルテレビ(虹色ネットワークニュース)に字幕を付けて欲しい。</p>	<p>本条例制定後、具体的な施策については、当事者、関係者の方からご意見を伺いながら、事業内容を検討してまいります。ろう者への情報保障につながる施策のひとつとして、東大阪ケーブルテレビへの字幕や手話通訳の導入等について、関係部局と協議を進めてまいります。</p>
<p>(ラグビーワールドカップにおける手話通訳について)</p> <p>ワールドカップ2019では、手話通訳や手話ボランティアを充実させて、他の開催地との違いをアピールして欲しい。</p>	<p>条例の施行と同じ年に開催予定であるラグビーワールドカップにつきましては、条例や手話の普及について市内外にアピールする機会にもなると考えております。ワールドカップ開催時における手話通訳の配置や手話ボランティアの活用など、頂いたご意見を取り組みの参考とさせていただきます。</p>
<p>(手話通訳の派遣対象について)</p> <p>手話通訳の派遣内容について、買い物や趣味等も認めて欲しい。</p>	<p>通訳派遣の対象範囲の拡大については、手話通訳者の確保という課題もあり、手話ボランティアの育成、手話通訳者の養成に向けて、条例制定後に施策を推進してまいります。</p>
<p>手話通訳者派遣制度に対しては、命に関わる事業、学校の関係、ろう者の家庭の関係以外、個人の趣味と娯楽などに参加したいのに、手話通訳者に派遣依頼を申請出来ないという問題がある。ろう者が色々な情報を聞く権利を守って、楽しく集える場を作ってほしい。手話ボランティアに通訳して欲しい。</p>	
<p>(災害時の対応について)</p> <p>災害時、避難所では文字によるお知らせとともに手話通訳者を派遣して欲しい。火災や災害時、ろう者の自宅に来て避難を促して欲しい。</p>	<p>災害時の情報提供のあり方、障害のある方の安全確認についても、関係部局と協議を行なうとともに、具体的な方法を検討してまいります。</p>
<p>パラリンピックを前にバリアフリーが見直されている。今年の災害の多さを考えると誰もが、いつでもどこでも、正しい情報を早く得ることが大切。</p>	
<p>(公共施設における情報提供について)</p> <p>市民が利用する施設には視覚で情報が得られる電子掲示板等を設置して欲しい。</p>	<p>公共施設への手話通訳者の配置や電子掲示板の設置につきまして、関係機関への働きかけを行なってまいります。</p>
<p>(公共施設・病院における手話通訳の設置について)</p> <p>市立障害児者支援センター内に手話通訳を設置して欲しい。</p>	<p>本条例及び平成28年に施行された障害者差別解消法に基づき、公共施設における手話通訳者の配置について、またろう者への理解促進が進むよう今後関係機関への働きかけを行なってまいります。市職員に対しても、手話の習得に向けた講習会の開催などの取り組みを行なってまいります。</p>

<p>病院で医療的な知識を持った手話通訳者を採用するとともに、看護師、医師なども簡単な手話を学んで欲しい。</p>	
<p>公共施設、病院、福祉施設への手話の普及、ろう者の理解を迅速に進めて欲しい。</p>	
<p>権利条約や差別解消法における合理的配慮を踏まえ、本庁、総合医療センターへの手話通訳士の配置を強く進めていく必要がある。</p>	
<p>公共施設に手話の日常会話ができる職員を置いて欲しい。</p>	
<p>公共施設、民間施設を問わず、手話通訳者を採用して欲しい。(駅・保健所・行政サービスセンター・病院・銀行・スーパー)</p>	
<p>(公共施設・学校等における手話の普及について) 第9条・第10条に関連して、公共施設や学校において、努力義務ではなく、具体的に施策をすすめていく必要があると思う。</p>	<p>公共施設及び学校等において、手話及びろう者への理解促進に向けて、取り組みを進めてまいります。具体的な施策内容につきましては、当事者、関係者の方からご意見を伺いながら、検討していきたいと考えております。</p>
<p>(学校等における手話の普及について) ボランティアグループでは、学校からの依頼で手話体験などの授業をして、生徒と聴覚障害者が直接会って交流ができています。暮らしの中での困り事も子どもたちは熱心に聞いてくれる。学校での福祉教育の中で手話を学習して欲しい。</p>	<p>条例第10条では、学校等において、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に努めるものとしています。条例制定後は、手話講座などの取り組みについて、各学校、関係機関へより積極的に働きかけるとともに、子ども達が手話やろう者と触れ合う機会を増やせるよう、事業の拡充に努めてまいります。</p>
<p>学校教育において、子どもの時から手話に親しんでおくのは非常に良いことと思う。手話に親しんでいくうちに手話通訳者になりたい方や、手話通訳者を目指す方が増えるかもしれない。この部分は大切だと思う。</p>	
<p>市は、学校教育の場において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するように努めるものとする。(10条に替えて)手話を言語として認識する上で、学校教育の場は欠かせないので、明記しておく必要がある。</p>	

<p>(予算について)</p> <p>条例案では、第11条に財政上の措置を講ずる、など重要な事項が盛り込まれている。</p> <p>条例ができ、手話に関する施策の実施時にはぜひとも予算をつけて欲しい。</p>	<p>条例第11条において、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする、と定めております。</p>
<p>(情報コミュニケーション条例について)</p> <p>「手話が言語である」と位置付けられたことを受けて条例制定は必要と思う。同様にすべての人が商品の選択やサービスを受けたりする場合に日常生活のあらゆる場面で情報を得ることは日々の暮らしに必要な不可欠である。特に障害特性によってコミュニケーションが難しい場合の情報保障は重要。(情報難民という言葉もある)手話を含む言語だけでなく、点字、音声、拡大文字、筆談、図解、ふりがな付文書、分かち書き、絵カード、わかりやすい情報提供など、コミュニケーションに関する配慮は重要。早急に情報コミュニケーション条例の制定を望む。</p>	<p>本条例は手話を日本語とは独立したひとつの言語として理解し、普及させること、またろう者が持つ独自の文化などについても理解を促進することを目的として制定するものです。平成23年に障害者基本法において、手話は言語であることが明示されましたが、そのことについて理解している人がまだ少ないことから、本条例の制定が必要であると考えます。</p> <p>改正障害者基本法において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること」と定めています。障害者差別解消法に基づく、合理的配慮の提供とあわせて、障害のある方がそれぞれの特性に応じて情報の取得やコミュニケーションの方法を選択できるよう、必要な施策の推進に努めてまいります。</p>
<p>東大阪市において手話言語条例(案)が制定されたことをうれしく思う。基本理念として、お互いに人格・個性を尊重しあうことを基本として手話によりコミュニケーションを図る権利が尊重されなければならないと謳われた。そのために、市民の役割、事業者の役割を明らかにした。</p> <p>意思決定の大切さが言われる中、手話が言語と位置づけられ、推進方針のもと市の責務として実行してもらえることを力強く思う。</p> <p>加えて、障害のある人が、サービスを利用する際には手話に限らず、点字・音声・拡大文字・音読・筆談・実物の提示・身振り・触覚など情報提供やコミュニケーションに関する配慮が求められています。手話言語条例と同様にこれらを含めた情報コミュニケーションに関する条例の必要性を強く思います。</p> <p>共生する地域社会の実現を目指して、今後ともご尽力いただけますようお願いいたします。</p>	<p>本条例制定後、当事者、関係者の方からご意見を伺いながら、施策の推進方針を策定し、具体的な事業内容について検討してまいります。</p>
<p>(条例の内容について)</p> <p>名前だけの条例とならないよう、内容のある条例にして欲しい。</p>	<p>本条例制定後、当事者、関係者の方からご意見を伺いながら、施策の推進方針を策定し、具体的な事業内容について検討してまいります。</p>



<p>(条文の表現について)  <small>じょうぶん ひょうげん</small>  <small>だいじょう だいじょう だいじょう だいじょう</small>  第5条、第6条、第9条、第10条  「～努めるものとする」という部分<small>ぶぶん</small>が気になります。  <small>かくじつ じつこう</small>  確実に実行するよ<small>い</small>う言<small>かた</small>いはないでしょうか？</p>	<p>より<small>できせつ ひょうげん</small>適切な表現となるよう個別<small>こべつ じょうぶんないよう</small>の条文内容ごとに  検討<small>けんとう</small>してまいります。</p>
<p>(条文の表現について)  <small>じょうぶん ひょうげん</small>  <small>だいじょう だいじょう だいじょう</small>  第7条、第8条、第12条は「市長は～」、それ以外<small>いがい</small>は  「市は～」で始<small>はじ</small>まっていますが、これらはどのような  違<small>ちが</small>いがあるのか。また、いかなる理由<small>りゆう</small>によるものか。</p>	<p>「市長は～」と規定<small>きてい</small>している部分<small>ぶぶん</small>は、主<small>しゅ</small>に福祉関係<small>ふくしかんけい</small>  部門<small>ぶもん</small>などが中心<small>ちゅうしん</small>とな<small>と</small>って取<small>と</small>り組<small>く</small>みを進<small>すす</small>めることを  想定<small>そうてい</small>する一方、<small>いっぽう</small>「市は～」という表現<small>ひょうげん</small>ではそれ以外<small>いがい</small>の  教育・医療機関<small>きょういく いりょうきかん</small>などを含<small>ふく</small>めた市の組織<small>しき</small>全体<small>そしきぜんたい</small>として取組  みを行<small>おこ</small>な<small>な</small>っていくことを想定<small>そうてい</small>し、あえて言葉<small>ことば</small>の使<small>つか</small>い分  けを行<small>おこ</small>な<small>な</small>っているものです。</p>